

## 議案第4号

### 平成31年度 事業・活動計画書(案) (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

#### ○特定非営利活動に係る事業

##### 1. 相談支援事業

本人主体を基本として、当法人の活動方針として次の活動を行います。

- ① 日高圏域の相談支援事業所との情報共有とスキルアップに関する活動(連携会議)
- ② 相談支援の充実と地域自立支援協議会の活性化に関する活動
  - ・新ひだか町自立支援協議会へ、次のとおり職員を派遣  
運営委員会・各部会 山本家弘(オブザーバー)  
地域資源検討部会 布施はな、就労部会 太田義憲、こども部会 新井田亨太
- ③ サービス等利用計画作成を通じた、地域課題の把握と改善の活動
- ④ 官民一体の相談支援体制の構築
- ⑤ 施設・事業所の支援者向けスキルアップ研修の開催

一般相談支援事業所として、基本相談支援と地域相談支援事業を実施しています。

また、新ひだか町から特定相談支援事業と指定障害児相談支援事業の指定を受けています。事業展開のためには訓練等給付費の安定収入の確保が大きなポイントとなります。

一昨年障害者福祉サービスの報酬改定が有り、報酬単価の減額とモニタリング期間の見直し、各種加算の創設などが有りましたが、今一度モニタリング、プランニングの処理がスムーズに進められるよう、利用者と事業者の調整等がスムーズに進められるよう、そして処理件数を伸ばせる方法を検討して参ります。

また、加算の対象となる各種研修にはスキルアップを図るためにも積極的に参加をして参ります。

##### 2. 新ひだか町共生型つなぐ空間整備事業

高齢者から子供までが途切れることなく「つながる」ための空間とシステムを構築し、新ひだか町の福祉の増進や地域に活性化の推進に資するものを目的として、主に次の活動を行います。

- ① 交流スペース活用事業の実施
- ② 虐待防止及び保護事業(町委託事業)

##### 3. 生活介護事業

一昨年から事業を開始していますが、利用定員10名に対し現在のところ登録利用12名の利用状況となっており、昨年度実績では日当たり利用は3.0人であり、利用日数・回数の伸び悩みが課題と言えます。

また、サービス管理責任者が不在となり報酬の50%減算が適用されることとなり状況の

解消のため、資格取得に職員の研修参加を奨めます。また「もあ」の提供メニュー内容が他事業所と比べてどうなのか、個々のニーズに応える対応ができているか、入浴利用ができる等々、小集団の利点をこれまで以上に啓蒙していくことが必要と考えています。

今後の活動内容の充実による稼働率の向上と養護学校等への働きかけ並びに利用者家族からの情報発信と情報収集などにより、利用者の増、利用日数の増を図っていきたいと考えております。

「利用者の生活能力向上のため」を基本に、次の活動を行います。

- ① 個別利用計画に基づき、ニーズに合った支援活動
- ② 医療的ケアの実施
- ③ 職員勉強会の実施
- ④ 避難訓練の実施（年2回）：火災訓練、地震訓練
- ⑤ 入浴支援（現在4名利用）
- ⑥ 主な行事

例年実施していましたが「観桜会」は長期のGWが有ったことから、今年度は見送ることとなりましたが、春と秋には利用者を連れた日帰りイベントを計画します。

- ⑦ その他必要な事業

#### 4. 短期入所事業

令和2年3月19日までに再開できない時は自動廃止となります。

#### 5. 日中一時支援事業

現在、えりも町、浦河町、新ひだか町、新冠町からの利用者を受け入れており、今後も障害者等の家族の就労支援及び家族の一時的休息を目的として、種別、程度に捉われずニーズに応じて受け入れを行って参ります。

#### 6. 広報誌の発行

日高圏域の地域づくりコーディネーターとしての、情報提供などを主体として作成します。

- ・ 広報誌 = 年3回以上を発行する。（日高圏域7町・6相談事業所・新ひだか町内サービス事業所、関係機関等に配布）
- ・ ホームページを適宜更新して行きます。

#### 7. 広域相談支援体制整備事業（人材育成に関する事業）

本人主体の支援ができる人材育成のため、次の活動を行う。

- ① 相談支援専門員のスキルアップ

日高圏域の相談支援事業所（6事業所）が毎月持回りで連携会議を開催し、サービス等利用計画の評価を行う共に、困難事例検討を行い、管内全体の相談支援専門員スキルアップを図って参ります。

- ② 支援者向け研修会の開催

- ・ 日高圏域若手職員向け等研修(1回)

- ・日高圏域サービス管理責任者・相談支援専門員研修(2回)
- ・虐待防止・権利擁護研修(1回)
- ・地域生活移行及び地域生活支援研修(1回)
- ・自閉症、行動障害のある人の支援研修(1回)

### ③圏域全町訪問の実施

- ・日高管内を計12回訪問し、地域生活支援拠点の整備、地域づくりガイドラインについて各町支援

## 8. その他の事業

### \*生活困窮者自立相談支援事業

- ・昨年同様に、こみっと、浦河向陽会、新冠ほくと園、日高愛光会、平取福祉会の5事業所で「日高コンソーシアム」を組み北海道日高振興局より受託
- ・こみっとが代表法人となり相談支援員を配置し、事務局業務を担当する。
- ・相談支援員業務は、新ひだか町地区を担当し布施・太田が担当
- ・毎月コンソーシアム内の情報交換を主とした、連携会議を実施
- ・業務内容は、自立相談支援・住宅確保給付金、就労準備支援・一時生活支援・家計相談支援とする。

## 9. 今後の課題

\*昨年度は職員の退職が相次ぎ、同時に残った職員にも多大な不安を与える結果となりました。相談事業は幸いにも相談支援員を採用することが出来ましたが、相談件数の増加に対応するためにも、更なる増員を必要としています。

生活介護もサービス管理責任者の退職、生活支援員が産後休暇に入ることとなり、継続実施が危ぶまれる状況ともなり、利用者と保護者にも多大な不安を抱かせることとなりましたが、ハローワークや支援者を通じて何とか確保することが出来ました。

しかしながら、経営の安定を図るために利用者の増と雇用形態を検討することが必要と言えます。

<参考資料>

相談支援事業の種類

一般相談支援事業	=	①基本相談支援	+	②地域相談支援
特定相談支援事業	=	①基本相談支援	+	③計画相談支援
障害者相談支援センター	=	① ~ ⑤を実施		

○障害者総合支援法

① 基本相談支援		地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者、障害児の保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を総合的に行う。
② 地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者へ、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
③ 計画相談支援	サービス利用支援 (計画作成)	○支給決定や支給決定の変更前に、サービスと利用計画案を作成します。 ○支給決定後や支給決定の変更後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。
	継続サービス 利用支援 (モニタリング)	○厚生労働省令で定める期間ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行います。 ○指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行い、必要に応じて利用者に支給決定の変更に係る申請を推奨します。
④ 市町村による相談支援		障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

○児童福祉法

⑤ 障害児相談支援	障害児支援 利用援助 (計画作成)	○支給決定や支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。 ○支給決定後や支給決定の変更後に、指定障害児通所支援サービス事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成します
	継続障害児支援 利用援助 (モニタリング)	○厚生労働省令で定める期間ごとに、障害児通所支援等の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行います。 ○指定障害児通所支援事業者等との連絡調整を行い、必要に応じて利用者に支給決定の変更に係る申請を推奨します。